

事務所通信

2013 年 11 月号 No.101



(美山球場)

CONTENTS

- | | | | |
|-----------------|----|----------------|----|
| ● 所長コメント | | ● 時事コラム-北陸新幹線- | P4 |
| … 運を呼び込む七つの行動術 | P1 | ● 税務Q&A | P5 |
| ● 印紙税法一部改正 | P2 | ● お知らせ おもしろ雑学 | P6 |
| ● 健康保険の被扶養者認定基準 | P3 | ● 休日カレンダー あとがき | P7 |

～お客様の発展を願い、喜ばれる事務所をめざします～



加藤輝守税理士事務所

〒941-0057 新潟県糸魚川市南寺町 3-7-7

TEL 025-552-0678 FAX 025-552-3824

ホームページアドレス <http://www.katozeirishi.jp>

運を呼び込む七つの行動術

運を呼び込む行動術として、以下の七カ条があります。

この七カ条は、困ったことに、日ごろの学習をおろそかにしている人でも、真似るだけで運を呼び込めてしまう。いわば「これだけ知っておけば大丈夫」式のお手軽ハウツーともいえる。

① 自分の都合だけの頼みごととは極力やめる

むやみな頼みごととはしないことである。無神経な頼みごとをするのは、相手に対する縁切り宣言に等しい愚かな行為だ。縁が切れてしまえば、その人間関係を、二度と活かすことができなくなってしまうのである。

② 他人からの頼まれごとには極力応える

いつかは必ず、誰かに頼みごとをしなければならないときがくる。そういう肝心なときにものをいうのが、日ごろから培ってきた「貸しっぱなし」の人づきあいなのである。

③ ムダな面会や電話をしない

優秀な（あなたに運を呼び込む）ビジネスパーソンは例外なく忙しい。たいした用事もないのにアポイントメントをとるのは、相手の貴重な時間をムダにするだけである。電話の場合は、とくに注意しないといけない。電話は相手の様子がわからないだけに、とくに気をつける必要がある。

④ 人に会うときは必ず「お土産」を用意する

お土産には、相手が知らないような「情報」がいちばんだ。あなたには常識の情報であっても、年齢や興味の違いによって、相手にとっては思いがけない貴重な情報になりうる。新聞記事の切り抜きでもいい。記事をコピーしておいて、相手が喜んだら差し上げるのも手だ。

⑤ 会っても早めに切り上げて帰る

たとえ面談時間を一時間もらったとしても、用件を三十分ですませることができたら、長居をしないでさっさと面会を切り上げる。雑談をするにしても、せいぜい一、二分くらいにしておく。これで「アイツに会うとムダがない」と思ってもらえる。

⑥ 去り際の美学を心得よ

ようやくアポがとれて約束の時間に訪問しても、前のスケジュールが長引いて待たされることが少なくない。そんなときは、五分や十分なら待っているべきだが、十五分以上になったらそれ以上は粘らないことだ。もっとも、相手にとって必要な話をするためのアポであったら、いつまでも待ち続けなければならない。

⑦ お礼は電話ではなく自筆の手紙か、せめてメールでする

③で「（軽はずみに）電話をしない」と書いたが、何かをしてもらったお礼の電話というなら「絶対に」してはいけない。相手は忙しいのだ。お礼は心を込めた自筆の手紙、せめてメールの一文字一文字に感謝の気持ちを打ち込んで送るようにする。電話は、身内や親しい友人との連絡ツールと心得ておいたほうがいい。

以上の「運を呼び込む行動術」は、万人が駆使して過ちのないノウハウだ。



「所得税法等の一部を改正する法律」により、印紙税法の一部が改正され、平成26年4月1日以降に作成される「金銭又は有価証券の受取書」に係る印紙税の非課税範囲が拡大されました。

「不動産譲渡契約書」及び「建設工事請負契約書」については、平成25年4月1日から平成30年3月31日までに作成されるものについて、印紙税の軽減措置が適用されます。

また、平成26年4月1日以降作成される契約書については、印紙税の軽減措置が拡充されることとなりました。なお、これまでは、平成9年4月1日から平成25年3月31日までに作成されるこれらの契約書について軽減措置の対象とされていました。

I 「金銭又は有価証券の受取書」に係る非課税範囲の拡大

現在、「金銭又は有価証券の受取書」については、記載された受取金額が3万円未満のものが非課税とされていますが、平成26年4月1日以降に作成されるものについては、受取金額が5万円未満のものについて非課税とされることとなりました。

「金銭又は有価証券の受取書」とは

「金銭又は有価証券の受取書」とは、金銭又は有価証券を受領した者が、その受領事実を証明するために作成し、相手方に交付する証拠証書をいいます。

したがって、「領収証」、「領収書」、「受取書」や「レシート」はもちろんのこと、金銭又は有価証券の受領事実を証明するために請求書や納品書などに「代済」、「相済」、「了」などと記入したもの、さらには、「お買上票」などと称するもので、その作成の目的が金銭又は有価証券の受領事実を証明するために作成するものであるときは、金銭又は有価証券の受取書に該当します。

II 「不動産譲渡契約書」及び「建設工事請負契約書」の印紙税の軽減措置の延長及び拡充

軽減措置の概要

軽減措置の対象となる契約書は、「不動産譲渡契約書」及び「建設工事請負契約書」のうち、以下のものです。

契約書作成年月日	契約書	記載された契約金額
平成25年4月1日～ 平成26年3月31日	不動産譲渡契約書	1千万円を超えるもの
	建設工事請負契約書	
平成26年4月1日～ 平成30年3月31日	不動産譲渡契約書	10万円を超えるもの
	建設工事請負契約書	100万円を超えるもの

健康保険の被扶養者判定基準

～被扶養者とは～

被保険者の収入によって生活している家族は「被扶養者」として健康保険の給付を受けることができます。ただし、家族であればだれでも被扶養者として認定されるというのではなく、法律等で決まっている一定の条件を満たす必要があります。

なお、健康保険でいう扶養家族は税法上の扶養家族とは基準が異なります。

～被扶養者の範囲～

被扶養者の範囲は法律で規定されており、被保険者と同居でなくてもよい人と、同居していることが条件の人がいます。

(同居していなくてもよい人)

1. 配偶者（内縁を含む）
2. 子（養子を含む）・孫・弟妹
3. 父母（養父母を含む）等の直系尊属

(同居であることが条件の人)

1. 上記以外の三親等内の親族（義父母・兄姉等）
2. 内縁の配偶者の父母、連れ子
3. 内縁の配偶者死亡後のその父母、連れ子

～収入要件～

- ・年間収入が130万円未満
(60歳以上又は障害者の場合は、年間収入180万円未満)

かつ

- ・同居の場合 … 収入が扶養者（被保険者）の収入の1／2未満
- ・別居の場合 … 収入が扶養者（被保険者）からの仕送り額未満

※年間収入とは、過去における収入のことではなく、被扶養者に該当する時点および認定された日以降の年間見込収入額のことをいいます。(給与所得等の収入がある場合、月額108,333円以下。雇用保険等の受給者の場合、日額3,611円以下。)

※被扶養者の収入には、雇用保険の失業給付、公的年金、健康保険の傷病手当金や出産手当金も含まれます。

※後期高齢者医療制度の被保険者は、協会けんぽの被扶養者にはなりません。

北陸新幹線の列車名決定

最速タイプは「かがやき」に

JR東日本、西日本は10月10日、2015年春に開業する北陸新幹線について、四つの運行体系ごとの列車名を発表した。東京—金沢間を最速で結ぶ「速達型」は「かがやき」、多くの駅に停車する「停車型」は、北越急行ほくほく線などを走る特急でも使用されている「はくたか」に決まった。

残りの二つは、富山—金沢間を往復する「シャトル型」が「つるぎ」、東京—長野間を運行する「長野新幹線型」は「あさま」となった。

JRによると、列車名は公募を参考に決定。「かがやき」はスピード感や明るい未来をイメージさせるとして採用した。「はくたか」と同様に「つるぎ」もかつて運行していた新潟—大阪間の特急名だったことから地元になじみが深いとして決めた。「あさま」は、長野新幹線で定着していることから継続する。

東京都内で記者会見したJR東の富田哲郎社長は「いずれも地域になじみのある名前。北陸と首都圏を結ぶ大動脈として地域発展の原動力になってほしい」と述べた。

公募は5月31日～6月30日で、約14万5千件の応募があった。応募数では「はくたか」が1位、「つるぎ」が4位、「かがやき」が5位、「あさま」が7位だった。

一方、新幹線開業後の廃止が懸念されている特急「はくたか」は、新幹線の列車名に決まったことでより存続がいつそう不透明となった。JR東によると、一般的に新幹線と並行する在来線特急で同じ列車名は使用しないという。富田社長は存続について「検討中。新幹線の具体的なダイヤや、利用者のニーズを踏まえながら決めていく」と述べるにとどめた。

～某新聞社HPより抜粋～

消費税転嫁対策特別措置法Q & A

消費税率の引上げに際し円滑かつ適正な転嫁のための取組で、平成25年10月1日から平成29年3月31日まで適用されます。

< ポ イ ン ト >

1. 消費税の転嫁拒否等の行為の禁止
2. 消費税に関するような形での安売り宣伝や広告の禁止
3. 「総額表示」義務が緩和され、「外税表示」、「税抜価格の協調表示」が認められる
4. 中小企業が共同で価格転嫁すること（転嫁カルテル）や、表示方法を統一すること（表示カルテル）が認められる

Q. 平成26年4月1日からの消費税率の引上げに伴い、値引き等をする際の広告や宣伝に禁止されている表示があるそうですがどのようなものですか？

A. 広告、宣伝にて「消費税分」を値引きする等の表示は禁止されています。

●禁止される具体的な表示例

①取引の相手方に消費税を転嫁していない旨の表示

- ・「消費税は転嫁しません。」
- ・「消費税は当店が負担しています。」
- ・「消費税還元」「消費税還元セール」

②取引の相手方が負担すべき消費税に相当する額の全部又は一部を対価の額から減ずる旨の表示であって消費税との関連を明示しているもの

- ・「消費税率上昇分値引きします。」

③消費税に関連して取引の相手方に経済上の利益を提供する旨の表示であって②に掲げる表示に準ずるもの

- ・「消費税相当分、次回の購入に利用できるポイントを付与します。」

●禁止されない表示の具体例

次のような表示は、宣伝や広告の表示全体からみて消費税を意味することが客観的に明らかな場合でなければ、いずれも消費税分を値引きする等の宣伝や広告には該当せず、禁止される表示とはなりません。

- ・消費税との関連がはっきりしない「春の生活応援セール」「新生活応援セール」
- ・たまたま消費税率の引上げ幅と一致するだけの「3%値下げ」「3%還元」

※消費税価格転嫁対策の詳細については内閣府のHPにて確認できます。

<http://www.cao.go.jp/tenkataisak/>

研 修 予 定

日 時	研 修 内 容	場 所	講 師	参 加 費
11月25日（月） 午後6時30分～	テルモ経営研究会 『お客様が応援する工務店！』 （近代ホーム 株式会社） ビデオ研修	加藤輝守税理士事務所 2F セミナールーム	税理士 加藤輝守	1,000円

加藤輝守税理士事務所は、中小企業経営力強化支援法に基づく

経営革新等支援機関に認定されました！！

経営革新等支援機関から支援を受けるメリットとして…

- ①信用保証協会の保証料の引き下げ ②低金利での融資制度 ③各種補助金制度
④商業・サービス業等投資減税制度 などが挙げられます。ぜひご利用ください。

お客様をご紹介ください

ご友人やお知り合いの方で、税務・会計でお困りの方、
企業経営について相談してみたい等々ありましたら、是非ご紹介ください。



会社の広告お手伝いします

お客様の広告チラシ等がございましたら月一回発行の事務所通信に同封いたします。お気軽にお申し付け下さい。

◇◆◇ おもしろ雑学 ◇◆◇

紙の大きさ

紙のサイズには、A系とB系があるが、紙の大きさはどちらも縦を1とした場合、横はルート2の比になるように作られている。

これは、長辺の真ん中で何度折っても、1対ルート2の相似となる長方形が出来る特殊な比率にしてあるため。

某雑学HPより（担当：小杉）





休日カレンダー



11月(霜月) November

日	月	火	水	木	金	土
					1	2 斉藤・村山
3 文化の日	4 振替休日	5	6	7	8	9 伊藤・堀田
10	11	12	13	14	15 一日公庫	16
17	18	19	20	21	22	23 勤労感謝の日
24	25 テルモ経営研究会	26	27	28	29	30 廣川・池原

・網掛けの日が当事務所の休日です。

(名前の記入されていない土曜日は、全員出勤となっています。)

11月の税務

11月10日 平成25年10月分の源泉所得税・住民税の納付

12月 2日 平成25年9月決算法人 法人税等・消費税確定申告・納付

平成26年3月決算法人 法人税等・消費税中間・予定申告・納付

平成26年6月、3月、25年12月決算法人の消費税の中間申告、納付

11月決算法人で次期消費税の簡易課税制度の選択等の場合の諸届出



◆◆ あとがき ◆◆

今年もあと2ヶ月となりました。

書店にスケジュール帳や年賀状の本が並んでいるのをみて年末になってきたんだなと実感しています。

2013年、ラストスパート!!残りの日々を充実した毎日にしていきたいと思います。寒さが日一日と増して参ります。皆様、体調を崩されませんようお気をつけください。

〈 原 〉